

学校いじめ防止基本方針

～すべての生徒が安心して学校生活を送れるように～

磐田市立城山中学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。場所は学校内外は問わない

（文部科学省 平成 25 年 10 月 11 日）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられ、抵触する可能性のある刑罰法規についても理解する必要がある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
…脅迫、名誉毀損、侮辱
- ・仲間はずれ、集団から無視される
* 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする…暴行
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする…暴行、傷害
- ・金品をたかられる…恐喝
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする…窃盗、器物破損
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
…強要、強制わいせつ
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる…名誉毀損、侮辱

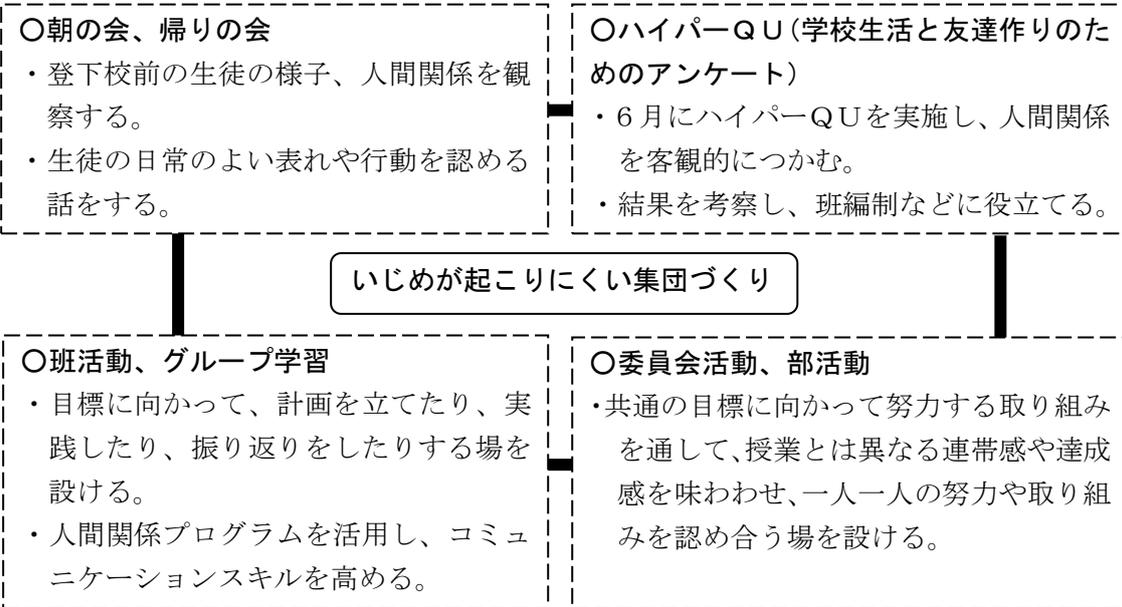
2 いじめの理解

- (1) いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (4) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止

1 いじめが起これにくい集団づくり

いじめが起これにくい集団づくりには、学校生活において、生徒理解を深め、教職員と生徒との信頼関係、生徒同士の望ましい人間関係を築くことが基盤となる。



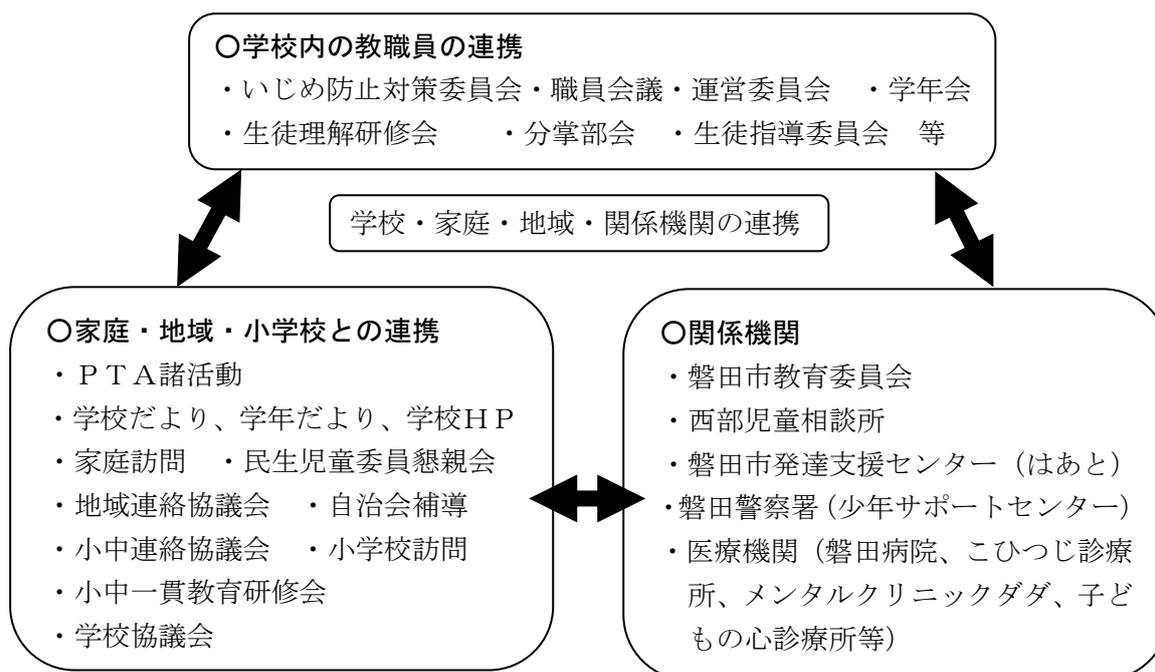
2 生徒がいじめについて考える機会の設定

生徒がいじめについて考える機会を教育課程の中に意図的・計画的に設定し、生徒同士でいじめをなくそうとする態度を育てていく。

いじめについて考える機会	内 容
道徳の時間 「心ゆたかに」「心のノート」などを活用し、意図的・計画的に実践する	○いじめの未然防止にかかわる内容項目 ・節度ある生活態度 ・集団生活の向上 ・礼儀 ・寛容、謙虚 ・生命の尊重 ・自主自律 ・思いやり ・男女の人格尊重 ・信頼友情 ・公正公平 ・公德心
学級活動	○いじめの未然防止にかかわる題材 ・学級目標、組織をつくろう ・人間関係づくりプログラム ・「生活を明るくする調査」を受けて ・人権学習会に参加して
生徒会活動	○全校生徒によるあいさつ運動（1年間を通して） ○生活委員会による「いじめについて」考える生徒集会
その他	○全校オリエンテーション ○人権教育 ・人権学習会、講演 ・人権尊重週間の設定 ○非行防止講座（スクールサポーター） ・いじめと犯罪 ・ネット上のトラブル

3 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- (1) 学校内においては、生徒に関する情報の共有化を図り、教職員が連携、協力して生徒理解に基づいた適切な指導・支援を意図的・計画的に実践していく。
- (2) 学校は、家庭や地域の理解と協力を得て、健やかな生徒の育成に取り組む体制づくりに努める。
- (3) 日頃から関係機関と情報交換を行うとともに、教職員への専門的な助言や生徒たちへの講座の開催など、連携した指導に努める。



Ⅲ いじめの早期発見

1 日々の観察

- (1) 「生徒がいるところには、教職員がいる」を目指す。
- (2) 登下校時、休み時間、昼休み、放課後の生徒の様子を観察するため、教職員の配置を決めておく。
- (3) 校務ソフトの生徒メモ欄を活用し、些細な気づきを記入しておく。

2 日記（生活の葉）の活用

- (1) 生徒が提出する毎日の日記を担当が必ず目を通し、情報収集に努める。
- (2) 日記の中で気になる内容に関しては、該当する教職員に知らせたり、教育相談や家庭訪問を実施したりする。

3 いじめ実態アンケート（生活を明るくする調査）

- (1) 年3回（各学期1回）いじめの実態をつかむため、生活を明るくする調査を実施する。
- (2) 記名方式、家庭に持ち帰り保護者との相談可、専用封筒に入れて担任に提出す

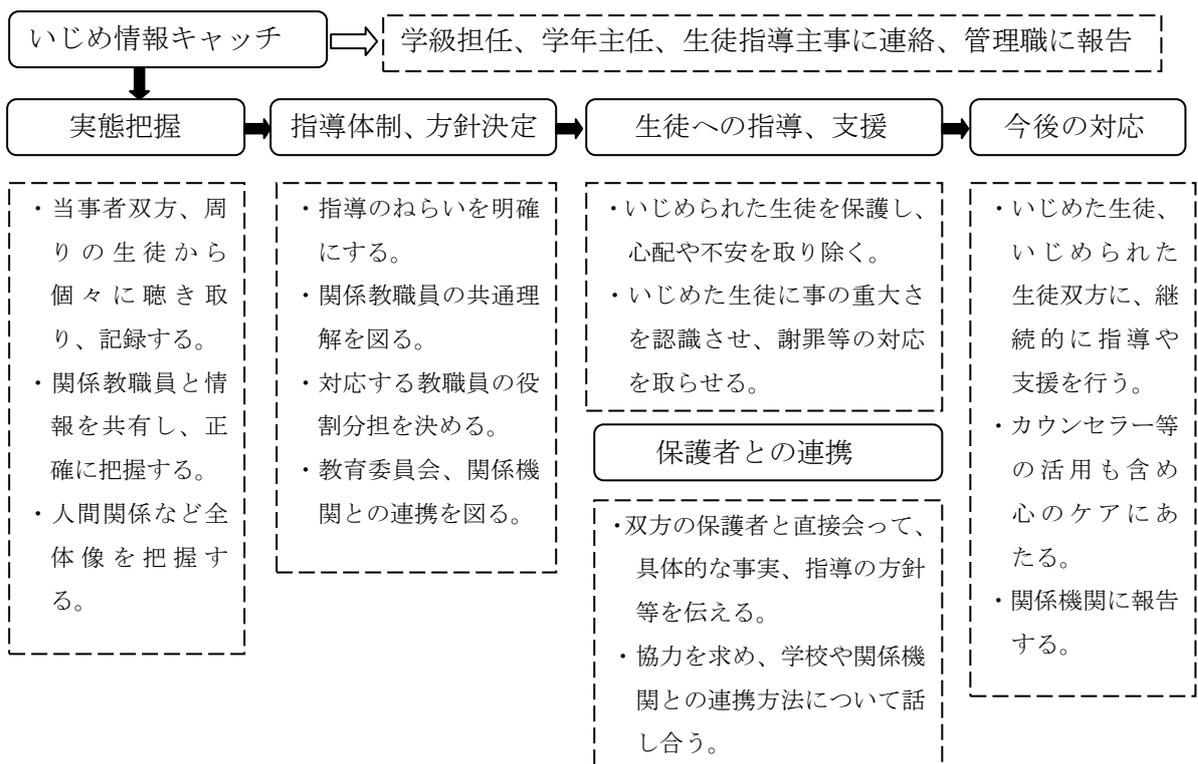
- る。
- (3) 担任が集計し、生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は全学年を集約し、いじめ対策委員会に報告する。
 - (4) その他、いじめの情報を入手し、緊急を要する場合は迅速にアンケート調査を実施する。

4 教育相談・カウンセリング

- (1) 5月、10月に担任が全生徒と教育相談を実施する。生徒の申し出によっては、その他の教職員が実施する場合もある。
- (2) 定期的な教育相談以外にも随時行うことができる体制を整えておく。
- (3) スクールカウンセラーが週1回来校し、生徒、保護者はカウンセリングを受けることができる。不登校担当、養護教諭が窓口となり、カウンセラーからの情報は当該教職員に報告される。

IV いじめの早期対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめの訴えがあった時の対応

- (1) 本人からの訴えには

ア 心身の安全を保証する

「よく言ってくれた、全力で守る」という教職員の姿勢を生徒に伝える。相談室や保健室等一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、具体的に心身の安全を

保証する。

イ 事実関係や気持ちを聴く

事実関係を聴く場合、複数で行い、聞き手の主観は入れず記録を取る。

(2) 周りの生徒からの訴えには

ア 心身の安全を保証する

「よく言ってくれた、全力で守る」という教職員の姿勢を生徒に伝える。相談室や保健室等、他の生徒の目が届かない時間や場所を提供し、具体的に心身の安全を保証する。

イ 事実関係を聴く

勇気ある行動を称え、情報発信源は絶対に明かさないと伝える。複数の教職員で話を聴き、聞き手の主観は入れず記録を取る。

(3) 保護者からの訴えには

ア 心身の安全を保証する

教えていただいたことに感謝し、情報発信源は絶対に明かさないと伝える。

イ 直接会って話す

保護者の心身の安全を考慮し、学校での面談か家庭訪問かを決定する。

ウ 情報を聴く

情報を聴く場合は、複数の教職員で対応し、聞き手の主観は入れず記録を取る。

エ 事実・指導方針・指導内容を伝える

学校でつかんだ事実や指導方針、指導内容、指導後の様子等を随時伝え、今後の対応まで具体的に示す。

【把握すべき情報】

◇誰が誰をいじめているのか・・・・・・・・・・・・・・・・・・[加害者と被害者の確認]

◇いつ、どこで起こったか・・・・・・・・・・・・・・・・・・[時間と場所の確認]

◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか・・・・・・・・・・[内容]

◇いじめのきっかけは何か・・・・・・・・・・・・・・・・・・[背景と要因]

◇いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・・・・・・・・[期間]

V いじめ問題に取り組む体制の整備

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法の施行により、学校では「いじめの防止等の対策のための組織(22条)」を設置することとなった。そのため、本校ではそれを「いじめ防止対策委員会」とし、以下のように構成する。

いじめ防止対策委員会

〈主な構成員〉

校長、教頭、主幹教諭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭

*スクールカウンセラー *スクールサポーター *心理士

*は重大事態など必要な場合に招集する。

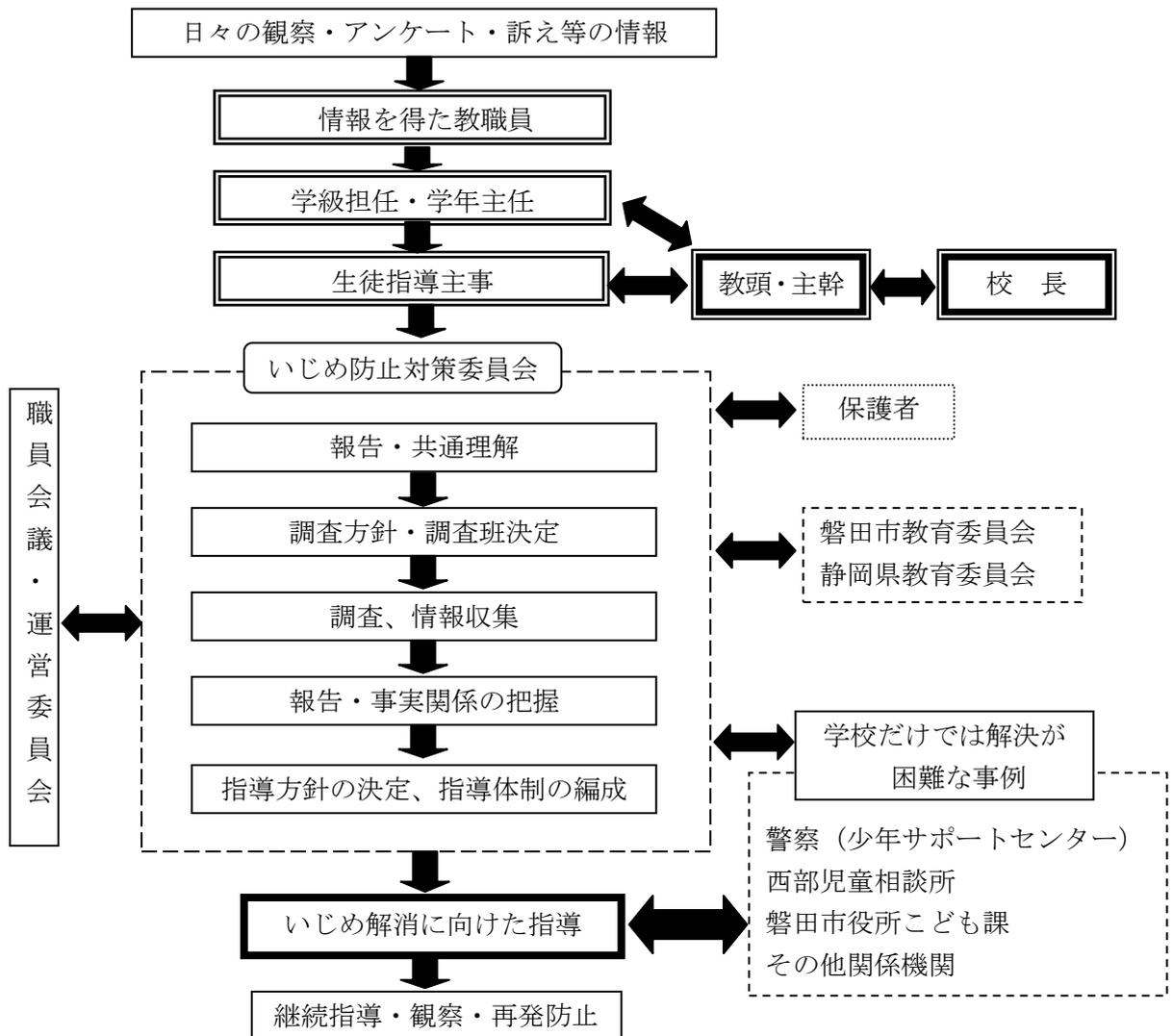
〈調査・対応〉

学級担任、学年主任、学年生活担当、生活部長、養護教諭、学年職員等

※事案により柔軟に編成する。

- (1) 定例のいじめ防止対策委員会を行わないが、週1回行われる運営委員会の中で、いじめに関する報告を、随時学年主任や生徒指導主事が行う。
- (2) いじめ事案発生時には、いじめ防止対策委員会を開き、事案に応じて対応を協議したり、共通理解を図ったりする。

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



- (1) いじめ事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
- (2) いじめの情報が入ってから学校の指導方針決定に至るまでを、その日のうちか翌日までに対応することを基本とする。
- (3) ただし、いじめが重篤な場合やいじめた側といじめられた側の意識のずれが生じている場合は、十分に時間をかけて慎重に対応する。

VI 重大事態が発生した場合

1 重大事態とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合。
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席している場合。
- (3) 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨を、管理職が磐田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3 重大事態が発生した場合の校内の組織体制

役割	分担内容
○管理職（校長、教頭）	<ul style="list-style-type: none">・校内の統制と指揮・学外への緊急支援要請・危機対応経過の整理・教育委員会との連携・マスコミへの対応・教職員の健康チェック 等
○主幹教諭	<ul style="list-style-type: none">・管理職の補助・マスコミ対応、保護者会など会場確保・授業変更の措置・保護者・地域との連携 等
○生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none">・全校生徒への指示、対応・いじめ発生現場での指示、対応・情報整理、集約・警察等関係機関との連携 等
○学年・学級担任	<ul style="list-style-type: none">・個々の生徒への対応・加害者、被害者の保護者への連絡・担当教室生徒への対応 等
○養護教諭	<ul style="list-style-type: none">・応急処置と心のケア・スクールカウンセラー、医療機関との連携 等

4 マスコミ・保護者対応

(1) マスコミ対応

- ア 取材要請があった場合、窓口は教頭とする。
- イ 教育委員会と連携を取り、当該教職員が共通理解をした上で、取材に応じる。
- ウ 取材には、複数の教職員で応じる。必ず管理職がつく。
- エ 取材に関して、校内への立ち入りを制限する。

- ・取材時間…生徒下校後
- ・取材場所…校長室または応接室
- ・取材陣待機場所…相談室

- オ 取材要請が多い場合は、記者会見を開き対応する。教育委員会と相談して、学校運営の混乱を招かないよう配慮した対応に努める。

- ・記者会見場所…会議室または武道場
- ・記者待機場所…応接室または相談室
- ・教育委員会等関係機関待機場所…校長室

- カ 記者会見の出席者は、教育委員会と相談して決定する。

(2) 保護者会の対応

- ア 保護者会（学年・学校）は必要に応じて、教育委員会と相談して開く。
- イ 開催に関することの通知は、教頭が窓口となる。
- ウ 会場の確保に関することは主幹教諭が窓口となる。
- エ 保護者会の次第、趣旨、公開する情報、対応策の提示、役割分担、その他の教職員の動き等は、教育委員会と相談し、決定する。

VII いじめ対策年間計画

月	教職員の活動	生徒の活動	保護者・地域の活動
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての確認【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策にかかわる共通理解【職員会議】 ○全校オリエンテーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き、学級目標【学級活動】 ○人間関係づくりプログラム【学級活動】 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒理解研修会 ○一歩前進の会 ○生徒に関する情報交換【分掌部会・職員会議】 ○生活を明るくする調査① ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係づくりプログラム【学級活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明【PTA総会・懇談会】 ○学校協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイパーQ U検査 ○生徒に関する情報交換【分掌部 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校説明会【生徒会】 ○壮行会 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員懇談会 ○地区懇談会

	<p>会・職員会議】 ○磐田警察署管内学校警察連絡協議会</p>		○部活動懇談会
7	<p>○授業参観会 ○家庭訪問</p>	<p>○生徒集会【生活委員会】 ○学年指導集会</p>	<p>○学校保健委員会 ○学級懇談会 ○家庭訪問</p>
8	<p>○生徒理解に関する研修会 ○生徒に関する情報交換【分掌部会・職員会議】 ○小中連絡協議会</p>		
9	○磐田警察署管内学校警察連絡協議会	○体育大会	
10	<p>○生徒に関する情報交換【分掌部会・職員会議】 ○生活を明るくする調査② ○教育相談</p>		
11	<p>○生徒に関する情報交換【分掌部会・職員会議】 ○一歩前進の会 ○人権学習会 ○人権尊重週間</p>	<p>○よつば祭(合唱コンクール) ○人間関係づくりプログラム ○人権学習会を振り返って【学級活動】</p>	○学校保健委員会
12	<p>○非行防止講座 ○授業参観会</p>	○学年指導集会	<p>○学校評価 ○学級懇談会</p>
1	<p>○生徒に関する情報交換【分掌部会・職員会議】 ○生活を明るくする調査③</p>		
2	<p>○生徒に関する情報交換【分掌部会・職員会議】 ○一歩前進の会 ○学級編成会議</p>		○学校協議会
3	<p>○小中連絡会 ○いじめ防止基本方針についての検討【いじめ防止対策委員会】</p>	○学年指導集会	